

河合町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9月25日

河合町長 清 原 和 人

河合町条例第26号

河合町水道事業給水条例の一部を改正する条例

河合町水道事業給水条例（昭和56年6月河合町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

第36条第1項に次の1号を加える。

（4） 指定給水装置工事事業者更新手数料 5,000円とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。